

# 次世代育成支援対策推進法に基づく 公益社団法人鹿児島県労働基準協会 行動計画

平成28年4月1日策定

本会が、仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2 内容

**目標1 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。**  
男性職員・・・ 計画期間中に1人以上取得すること  
女性職員・・・ 取得率を80%以上にする

《対策》 平成28年 8月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施  
平成28年10月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

**目標2 小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。**

《対策》 平成28年 8月～ 職員のニーズの把握、検討開始  
平成29年 4月～ 制度導入  
平成29年 4月～ 社内広報紙や説明会による職員への短時間勤務制度の周知

**目標3 平成29年1月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。**

《対策》 平成28年 8月～ 職員へのアンケート調査  
平成28年11月～ 各部署ごとに問題点の検討  
平成29年 1月～ ノー残業デーの実施  
管理職への研修(年2回)及び社内広報紙による職員への周知(毎月)

**目標4 期間雇用者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を1人当たり、平均年間10日以上とする。**

《対策》 平成28年 8月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する  
平成28年11月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に1回行う  
平成28年12月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する。  
平成29年 1月～ 職場内広報紙などでキャンペーンを行う